

令和7年6月犬山市議会定例議会会議録

第4号 6月10日(火曜日)

◎議事日程 第4号 令和7年6月10日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(17名)

1番	丸山幸治君	11番	岡覚君
2番	ビアンキ恵子君	12番	岡村千里君
3番	増田修治君	13番	鈴木伸太郎君
4番	光清毅君	14番	沼靖子君
5番	小川隆広君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君
10番	玉置幸哉君		

◎欠席議員(1名)

6番 島田亜紀君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川敦君	議事課長	大鹿真君
統括主査	神林亜弥君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	舟橋正人君	健康福祉部長	前田敦君
子ども・子育て監	兼松光春君	都市整備部長	武内雅洋君
都市整備部次長	野本敬弘君	経済環境部長	小池信和君
教育部長	中村達司君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	藤村崇司君
防災交通課長	吉野勲君	収納課長	吉田高弘君

福祉課長 山本直美君 健康推進課長 水野嘉彦君
環境課長 疇地利哉君 観光課長 伊藤修君
学校教育課長 西村岳之君 学校教育課主幹 鈴木早智君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、6番 島田亜紀議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。12番、岡村千里議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さん、おはようございます。12番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。通告に従いまして、今回3件の一般質問を行います。当局の皆様におかれましては、市民の様々な要望を受け止めて、見通しのよい答弁を期待しております。

今回も資料を用意いたしました。随時ご覧いただきたいと思っております。

では、1件目、犬山市民健康館の活用促進についてです。

要旨の1、施設全体のメンテナンス、利用状況について。

資料1の①をご覧ください。

市のホームページから、さら・さくらの正面からの写真を載せました。普通、建物というと、真四角なものが多いんですけども、緩やかに湾曲した、そういったところがこの市民健康館の特徴だと思います。

続いて、1枚めくっていただきまして、資料1の②をご覧ください。

1階の案内図ということです。正面玄関がありまして、そこを通り抜けると、エントランスホール、それから奥には丸形の交流ホール、ほかにも様々なお部屋がございます。左手のほうを見ていただきますと、さら・さくらの湯ですね、サウナだとか露天風呂、それから打たせ湯などもあるということで、このエリアがお風呂になります。

下の様々なお部屋の細かい写真です。調理実習室ですとか、情報・ふれあいコーナー、それから、先ほども言いましたけれども、交流ホールなど、様々なお部屋がございます。

続きまして、1の③をご覧ください。

これが2階の図なんですけれども、2階のところには研修室、それから会議室、それから、さら・さくらつどいの広場ということで、0歳から3歳までの子どもさんや保護者の遊び場、交流の場があります。ということで、様々充実しているなというふうに思います。

この施設がオープンしたのは、もう平成13年の6月ということですので、もう24年経過し

ておりまして、メンテナンスをきちんとしていくことが大きな課題というふうに認識しております。

私は6月1日に、このさら・さくらの2階の研修室を使う機会がありましたけれども、ほかの部屋はなかなか使われていなかったなというふうに思っております。

市民健康館は、市民の方の健康、そして医療だとか、そういったものを含めた健康館ということで、非常に大きな役割を果たしているというふうに思っています。

そこで、質問をいたします。

市民健康館全体のメンテナンス計画はどのようになっているのでしょうか。

また、令和6年度の入浴施設以外の施設の利用状況はどのようになっていますか。

3点目といたしまして、施設の外、芝生広場になっているんですけれども、そういったところの利用については、どうでしょうか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） おはようございます。では、岡村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、市民健康館のメンテナンス計画は、設備ですね、建物というよりも、設備の更新計画として、一般的な耐用年数や、これまでの実績などを勘案して、今後5年間の計画を作成しております。

その中で大きなウエートを占める、金額的に大きなウエートを占めるさら・さくらの湯にあっては、給湯ボイラー、配管、各種ポンプ、熱交換器等の設備の更新のため、今後5年間で約5,200万円の費用を見込んでいます。

また、さら・さくらの湯以外の貸館などの部分につきましては、空調や消防設備の更新のため、同じく今後5年間で約1,700万円の費用を見込んでいます。これらはいずれも現時点での概算で、予期せぬ故障であったり、突発的に必要となる経費というのは見込んでおりません。

次に、令和6年度におけるさら・さくらの湯以外の利用実績ですが、貸館の単位でお答えをさせていただきますと、交流ホールは207件で6,949人、健康増進室は64件で1,982人、それから、会議室は3つまとめてお答えをさせていただきますが、143件で1,829人、研修室は98件で1,964人、創作活動室は37件で254人、そして調理実習室は65件で749人となっております。

なお、3点目の芝生広場など屋外の利用ですが、来館者が自由にお使いいただいていることから、数値の把握はしておりませんが、桜のライトアップであったり、イベントの開催時などにお使いいただいています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 答弁ありがとうございました。

交流ホールは207件ということで、一定使われているなと思いますけれども、会議室143件

ということで、単純にこれ1か月単位で割りますと11件程度、研修室は98件ですので、さらに少ないということになっています。やはりもっと活用されたほうがいいかなというふうに思います。

また、今回、芝生広場などのことについてお聞きしたんですけれども、なぜ建物以外の利用についても質問したかと言いますと、この周りも結構広いんですね。ですから、ここは公園ではないんですけれども、ここでも子どもたちが、天気の良い日は本当に体いっぱい使って遊べるようになるというかなという、そういったことも考えたいというふうに思いまして、質問をさせていただきました。今のところイベントのときとか、自由に歩けるようにはなっていますので、そういった理由かなというふうに思います。

ここで再質問をさせていただきます。

今、利用状況をお聞きしましたけれども、やはり施設利用をもっと増やすべきだというふうに考えます。貸館と言いますと、すぐにフロイドというのが思い当たるんですけれども、実際私もこの研修室を使わせていただいたときに、やはりかなり素材がいいんですよ。机や椅子は普通なんですけれども、床だったりそういったところもきちんとしていますので、こういうのをやっぱり空かせておくのはもったいないというふうに思います。

そういった意味で、利用者を増やすために、やはりイベントの工夫ですとか、それから広報ですね、それから今はLINEなんかもありますけれども、そういったものによって、十分周知したりということが必要ではないかなと思いますけれども、市の見解をお尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

利用者を増やすためには、まずは、とにもかくにも市民健康館を知っていただくということと、それから実際に使っていただくことが必要だと考えておきまして、これまでも様々な議員ご指摘のとおり、イベントを開催してきましたし、今年度の取組を申し上げますと、市民健康館では2回目の開催となる里山マルシェなんですけど、こちらは先ほどご指摘のあった建物屋内の利用だけではなくて、例えば駐車場へのキッチンカーの出店であったり、芝生広場でのイベントなど、市民健康館全体の利用に規模を拡大していただき、約500の方が来場されました。

また、自主事業として、睡眠についての講演会を実施したほか、コロナ明けで6年ぶりとなるファミリーコンサートを開催するなど、既に3つのイベントが催されています。

これらのイベントの周知につきましては、ホームページであったり広報というのは改めて申し上げるまでもありませんが、今年度は記者クラブへの働きかけを行わせていただきまして、新聞にも掲載をさせていただきました。それによって多くの方の目に触れて、集客にもつながったのではないかなというふうに思っています。

引き続き、市民健康館に興味を持っていただけるようなコンテンツであったり、今後は関係団体を通じた周知、公式LINEなどSNSの活用も実施していきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。

自主事業なども行ったということで、私もファミリーコンサートは参加させていただきました。交流ホールに、結構多くのお子様連れのご家族なんか来ておられまして、非常にいいかなというふうに思っておりました。引き続いて、そのような形で利用促進について期待をいたしたいと思います。

では、次に、要旨の2、さら・さくらの湯の利用状況と今後についてです。

さら・さくらの湯は、以前は明豊温泉のほうから温泉水を運んでいたんですけども、令和4年からそれを中止ということになりまして、それからは水道水を使ったいわゆる普通のお風呂になってまいりました。

このさら・さくらの湯を非常に好いておられる、愛していらっしゃる方たちも結構多くいまして、そういった方たちからは、何とかこういったお風呂は続けてほしいという思いと、それから、本当にこのさら・さくらの湯というのは、単に入浴施設だけではなくて、大自然に囲まれた本当にいいところなんだという、そういったご意見なんかも聞いております。

そういったことを言いまして、まず質問をさせていただきます。

利用者数が非常に気になっていまして、水道水になってから、利用が実際はどんなのかなというところもありますので、ここ数年の1日平均の利用者数について、まずお示しをいただきたいと思います。

また、財政的にも、令和6年度の収支状況についてお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

まず、さら・さくらの湯の1日当たりの平均利用者数から申し上げます。コロナ前から申し上げたほうがいいと思いますので、令和元年度から申し上げますが、令和元年度は1日平均359人です。令和2年、新型コロナが感染した年ではありますけれども、この年に235人減少して、以降、令和3年度は256人、令和4年度は221人、令和5年度は224人、そして令和6年度は241人と推移をしております。

次に、昨年度、令和6年度のさら・さくらの湯の収支について申し上げますが、まず収入です。入浴料やアメニティ用品の売上などが該当しますが、約2,700万円でした。一方、支出です。人件費であったり、設備の維持管理費、光熱水費というものが該当しますが、約6,200万円ということになっておりますので、差引きとして約3,500万円の赤字ということになっております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。

平均の利用者数は、コロナ前から一旦がたん落ちて、今、それでも1日平均200人を割るということはないので、かなりの方に利用されていると思いますし、また令和6年度は少しアップしてきたかなというふうに思います。

また、財政の面についても3,500万円の赤字ということですけども、あれだけの施設で

す。様々なお風呂に関する機械類だとか、そういった専門的なものもありますので、一概にこれ赤字だから、これをどう評価するというのは非常に難しい問題ですけれども、現状として私は了解をいたしました。

再質問をさせていただきます。

令和6年度についての今の人数については分かったんですけども、今、令和7年度ですね、ですから、喫緊で言うと、この5月度の平均利用者数と、それから前年度比がどのようであったのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、再質問にお答えをいたします。

令和7年度におけるさら・さくらの湯の1日当たりの平均利用者数、ご指定のありました5月末の時点で申し上げますと、280人となっております。一方、令和6年度、昨年度の5月末時点では236人ということになっておりますので、2か月、あくまでも2か月ということになりますが、昨年度から今年度にかけて約19%の増加となっております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。280人ということで、さらに増えているなということと、前年度比で19%ということ約2割アップということですね、非常に多くの方が利用されているということを確認をいたしました。

では、再々質問をさせていただきます。

さら・さくらの湯ですね。ぜひ入浴施設を継続してほしいという意見もありますし、また、私もいろいろと、実際に自分も4月、5月で入りに行きました。そうしましたら結構お子さん連れのお母さん方とか、それからちょうどこの3月までで、私が丸山地域に住んでいるんですけども、サンパーク犬山のお風呂も、サンパーク犬山自体が閉館してしまいましたので、そこのお風呂が使えないということで、丸山地区の方にもぼったりさら・さくらの湯であったりするわけです。そういったところで、結構高齢者の方が独り暮らしの方が多い、そういった中で、自分でお風呂をやってお湯を沸かして入るよりは、やっぱりここ大きいお風呂に入りたいという意見、それから若い方でも今、住宅に湯船ができない、シャワーしか使えないようなところも結構あるようなんです。ですから、そういった方たちのためにも、やはり週に、毎日本当は入るのが一番いいんですけども、週に何回かでもそういったお風呂に提供するというためにも、また本当に昔は犬山城下町にもたくさん銭湯があったんですけども、そういったものもありませんし、本当に犬山市内での入浴施設というとさら・さくらだけになってしまいました。

また、入浴の効果もあるんです。血行がよくなる。シャワーだけですと、体を清潔にするということではできますが、やはり血行を促進するという、それから疲労回復、それからリラックス効果、温熱効果と、それからお湯につかると、お湯の圧力が体にかかって、静脈の血液が心臓に戻りやすくなる、むくみを取るのにもいいと言われてます。

また、浮力の作用ですね。関節や筋肉の負担を軽減する、そういった様々な効果があると

ということと、それからやはり日本人のお風呂文化、こういったところもしっかりと捉えていかなきゃいけないと思うんです。

湯船につかる習慣というのは、調べてみますと、結構古くて、江戸時代に銭湯や、それから温泉が普及して、庶民の方も入浴をするようになったと言われていています。また、昭和の戦後については、家族風呂といって、家族に各家庭にお風呂が広まっていったわけですが、私、昭和39年生まれですが、実は私が生まれたとき、うちにはあったんですけど、お風呂はありませんでした。ですから、銭湯に幼稚園頃まで通った覚えがあります。そういったところで、非常にそのお風呂については、様々な効果があるものだというふうに思っていますので、ぜひそういったところで、このさら・さくらの湯の施設を継続してほしいということですが、老朽化とか様々な今問題、課題があるということは承知しております。そういったところで入浴施設をこれからどうしていこうと、また検討していられる予定なのか、そういったことも含めて、ご答弁いただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 再々質問に対する答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、再々質問にお答えをいたします。

現時点では、さら・さくらの湯を含む市民健康館の今後というのは決まっております。さら・さくらの湯の今後につきましては、これまでの利用状況、今現在の市民ニーズといった観点に加え、健康寿命の延伸、さらなる高齢化を見据えた介護予防など、市民健康館全体として担うべき機能と費用対効果のバランスなどを考慮しながら、その在り方を見極めるための検討に着手をしたところです。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 今のところは、その検討もまだこれからだということで理解をいたしました。

よく市民の方に、あるいは市外の方の利用だとかという、そういったこともありますけれども、公共施設というのは、犬山の方も場合によってはほかの市町に行って、そこにあるものを利用したりするわけですので、このさら・さくらについては、本当に名古屋からとか、あるいは一宮からとか、そういったところからもご利用なさっている方が多いと聞きます。やはりこれだけ安い料金で入れるというところは、本当にないんですよね。そういったところで、やはり健康推進という立場は貫いていただきたいなということで申し述べたいと思います。

では、要旨の3、アクセスの改善ができないかについてです。

資料の1の④をご覧ください。

これも市のホームページからですが、さら・さくらについての交通アクセスということで、名鉄広見線「富岡前駅」から徒歩約28分とありますが、一番近い駅というところの富岡前駅なんだなというふうに思いますが、なかなか徒歩でいらっしゃる方というのは少ないんじゃないかなというふうに思います。

それで、これからますます高齢化していくわけですので、高齢者の方がやはりここに来やす

くするためには、このアクセスの問題がどうしても改善されなければ、その必要があるというふうに思っています。

そのアクセスの下のところには、わん丸君バスでのアクセス方法として書いてございますけれども、最寄りのバス停としては、市民健康館ということで、善師野・塔野地線、それから今井・前原線ということになっています。所要時間、それから運賃などが書いてございますけれども、過去には、犬山駅東口から健康館までシャトルバスが運行されていました。ですけれども、現在はこのわん丸君バスで対応していくということになっていますが、やはりピストン輸送と、それからいろいろなところを回ってそこに到着するというものは、全く同じバスでも違いますので、もちろんここに行くためのちょっと不便さというか、そういったものがあるわけですが、そういった点でもやはり改善できる点がないかなというふうに思っています。

そこで質問いたします。

そういったことで、以前のそのシャトルバスと比べるとその利便性は低下しているというふうに皆さんから言われています。そういった点、それから、わん丸君バスのダイヤが講座等の時間に間に合わない、そういったご意見も聞くんですけれども、次のわん丸君バスの再編というのが決まっていますが、その再編で調整というのはしていただけるのでしょうか、お示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

市民健康館の講座等の開催時間によっては、わん丸君バスのダイヤが合わず、ご不便をおかけすることがあります。わん丸君バスは、市全体を運行しているので、講座に合わせたダイヤ設定は困難ですが、令和8年12月の再編にて、可能な範囲でダイヤ調整を行う予定です。

なお、ダイヤ調整については、1か所のダイヤを変更すると、他で不便が生じるといったことも想定されます。再編では、全体のバランスを見て、総合的に検討していきます。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 調整していただけるというか、検討していただけるということで了解をいたしました。

再質問をさせていただきたいと思います。

これまでもわん丸君バスというのは、様々変更を繰り返してきて改善されてきているんですけれども、ただし運転手不足などの問題がありまして、減便などで乗り継ぎができていない状況もあると思います。今のところさら・さくらに行くのは毎日ということですし、9往復ということだと思っておりますけれども、この路線の増強というのはできないでしょうか。

それから、ライドシェアの活用というのはできないかどうか、お示しいただきたいと思えます。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

また、手術に際しては野良猫を捕獲する必要があることから、市が所有する捕獲器の貸出しを行っています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございます。

市のほうでも捕獲器を買っていただいて貸出しをしているということで、非常によいかないというふうに思います。

それで、次に行きます。要旨の2で、動物基金の実績についてです。

今もお話がありましたように、犬山市は動物基金に参加しております。資料の2の①をご覧ください。

動物基金のホームページからです。さくらねこ無料不妊手術ということで、ここにもありますように、1頭でも多くの猫に不妊手術を施すことが、殺処分ゼロを実現する最も有効な手段ということで書かれております。

普通、個人の方がこういう、外の子にしても手術をしたいという場合は、オス猫で大体1万5,000円、それからメス猫ですと2万円以上かかってくるわけです。ですけど、この動物基金というのを活用することによって、ほとんど無料でやることができるということですが、かなり、この裏面を見ていただきますと分かるように、仕組みとしてはこのような形になっています。

行政、団体、ボランティアと、それから動物病院の獣医師さんと、それから動物基金ということで、ここに1番から様々な矢印が書かれていて、この三者が関係しながら、やっているということですが、だからこの動物基金に参加していただける、登録していただけるという、まず獣医師さんが必要です。

今のところ犬山市ではないんですよ。前から市のほうでもお声かけはしていただいていると思うんですけども、ありません。ですから、チケットを取って、これで無料でやるといった場合、私たちは近隣で言うと、江南市で2か所の病院がこれに参加をしてくれています。ですから、その江南市の2つの病院か、あるいはこのチケットを使う場合は、その月は1か所ですしかできません。ほかの病院でやりたいと思っても、それはできないんです。ということで、岐阜のほうまで行きまして、各務原にある病院、ここはもう大体車で、そうですね、30～40分ぐらいはかかりますかね。自衛隊の基地の近くにあるんですけど、そういったところの病院まで連れていかななくてはならないという点があります。

それから、その下のところを見ていただきますと、さくらねこ不妊手術の事業ということで、様々な枠があります。犬山市が参加してくださっているのは行政枠ということで、支援内容としては不妊手術・ワクチン・ノミ除けの薬ということで、これが一番手厚いんですね。団体枠やそれから一般枠、個人でもチケットを取れるわけですが、それというのは、不妊手術だけだよということで、ほかのワクチンとか、ノミ・ダニの薬は若干お金が数千円要するという、そういった形になっています。

それから、応募期間というのが毎月1日から5日なんですね。ですから、犬山市のほうでは、できるだけこの前の月末までに届けてねと言われているので、月末に届けます。そしてこの1日から5日の間にその申請をしていただいて、その結果が出るのが20日ぐらいです。

20日間かかります。実際にオーケーだったよと言って、チケットを頂くんですが、それを実際に使うのは、さらに1か月後ということで、申請をしてから使えるまでには2か月かかるんです。

ですから、これは非常にありがたい制度ではあるんですけども、一般の方がこれだけのことをなかなかやるというのは非常に難しいなというふうに思っています。私たちボランティアですから、何か所かもう手術しなきゃいけない子たちというのを、次から次へとピックアップして行って、大体月に2件ぐらいは確実にできるのかなという、そういうのを思っていますし、この行政枠についても、応募枚数の上限は、上限なしってありますけど、実際のところは、そういった江南の病院でも、大体月に5件ぐらいしかやらないです。というのは私たちもボランティアですが、受ける先生方にとっても、これはほとんどボランティアなんです。1件受けると、たしか4,000円だと思いましたが、その程度しかお金が入ってきません。ですから、ある獣医師さんは本当に麻酔代にもならんよなと言っているんですけど、だから、かなりの持ち出しがあるというふうな形になります。

だから、例えば、うちで5枚欲しいわって言って5枚取ってしまうと、逆にほかの人たちが使えなくなってしまう、そういったこともあって、月に2枚とか3枚ぐらいにしているんですけど、それでこれチケットが来たら予約をして、その日に確実に捕まなきゃいけないという、そういったプレッシャーも結構あるもんですから、なかなか、非常にありがたいシステムではあるんですけども、ボランティア団体だからできるのかなというところもありますし、実際のところ私も最近、外にいる猫ちゃんを手術したいんだけど、来週手術したいんだけどって言われて、市のほうに問い合わせたら、動物基金って言われたけど、悪いけどこれちょっと大変そうだからできないわって言われて、こちらに来たんですけどね。

それから、妊婦猫、妊娠しているような、おなかの大きい猫ちゃんを見つけた場合は、やはり妊娠してから2か月間でもう産まれてしまいますから、もう来月なんて待ってられない。そういったときに、やはり動物基金というのはちょっと使いにくいなという点がございます。

でも、令和4年度から犬山もこういったものに参加していただいて、非常にありがたいわけですけども、まずこの動物基金の実績について、実際どうだったのかお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

動物基金が実施する無料不妊手術の活用状況ですが、この取組に関わり始めた令和4年度こそ実績はありませんでしたが、令和5年度には9件、令和6年度には24件の活用につながっています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 令和6年度には24件ということで、これ実際非常にたくさんいる現場がありまして、そういったところで行政枠だけでなく個人でもチケットを取って、やっ

たことがこれに反映されているのかなというふうに思います。

では、再質問させていただきます。

動物基金のこういった無料手術というのは、特定の病院でしか実施できません。犬山市内には残念ですけども、実施していただける、そういった病院が現在ありません。ですから、こういった市内の動物病院でも実施していただけるように、ぜひ市からも積極的に働きかけていただきたいと思いますけれども、その点については、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

議員にご説明をいただいたとおり、確かに犬山市には動物基金の無料不妊手術を実施する動物病院というのはありませんし、近隣を見ましても、江南市で2か所、各務原市で2か所ということの実施にとどまっております。

当市としては、令和4年度にこの取組を始める際に、市内の動物病院に対して協力というのをお願いしておりますけれども、実施には至っておりません。

議員ご指摘の関係者の負担軽減と、あるいはスピーディーな施術ということに加えて、実施する動物病院が増えれば、手術できる数の拡大にもつながるというふうに思いますので、改めて市内の動物病院に対してお願いをしてみたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございます。

今後に期待をしたいと思います。

では、次の要旨の3、飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費の補助金制度ができないかという問題です。

資料の2の②をご覧ください。

これは春日井市のホームページからですけども、春日井市では以前からこの飼い主のいない猫の去勢、そして避妊手術費の補助金制度がございました。補助金などというところを見ていただきますと、「補助金（去勢6,500円、避妊1万1,500円）は、市より直接動物病院に支払われます」という形であります。「一律5,500円程度の負担で手術が行えます」ということであります。

また、次の資料を見ていただきますと、これは小牧市のホームページです。2の③です。ご覧いただきたいと思います。

小牧市もこういった制度がありまして、実は小牧市のほうが遅かったんですけど、すごい拡大をどんどんどんどんしてしまっていて、最初の頃は春日井と同じ程度の負担だったんですけども、今どんどん拡大してしまっていて、この補助金制度、去勢については1万1,000円、それから避妊については2万円という上限額ですけども、ということになっています。

動物基金というのは非常にありがたい制度ではあるんですけども、一定は使われていますが、それ以上の広がりというのがなかなか見られないものです。

それで、逆にその市が行っている、そういった補助金制度というのは、小牧市もどんどん

拡大をしていますし、また名古屋なんかは以前から飼っている猫や犬についても補助金制度があるということで、いろんな市民の方たちから、動物基金に参加していますよということを伝えても、それは民間のやつに乗っかってるだけだよねというふうに見られます。犬山市の制度はないのって言うと、いや、ないんですよねと言うと、遅れてるよねその辺はというふうにならず言われてしまいます。

ですから、動物基金は確かに無料ですけども、やっぱり市がこれだけのことをやるんだぞという、そういったことを表明することにもなりますし、また各地域でのやはり犬山市は犬山市に合ったそういった制度というのが、やっぱり私は必要だと思っていますので、そういった地域性なんかも考えて、どうしてもこういった補助金制度が設立できないかなというふうに思っていますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

議員ご紹介の春日井市などには補助制度があるということは承知をしておりますが、地域猫活動に関わる方にも一定の自己負担を求めています。

一方、当市の取組では自己負担が発生しませんので、他の団体のように自己負担を必要とする補助制度を設けたとしても、地域猫活動の拡大に大きく寄与するとは思えないことから、現時点では新たな補助制度の創設というのは考えておりません。

むしろ、先ほど議員からご指摘をいただいた、市内の動物病院で実施できるようにして、処置していただけると、対応していただける枠を増やすことのほうが効果的だと思いますので、先ほどの答弁の繰り返しとはなりますが、改めて動物病院への働きかけということを行っていくことで、地域猫活動の支援を継続してまいりたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） なかなかそういった実際の保護活動、大変さというところ、それからチケットを取ってから2か月後に使うんだというところが、なかなか分かっていただけないんですけども、またこれについても、粘り強く私も取り組んでいきたいなというふうに思います。

では、次の3件目に行きます。持続可能な観光施策についてです。

要旨の1、城下町における現状と課題について。

観光客の皆さんが非常に犬山に多くの皆さんが訪れていただいております、それは本当に喜ばしいことではあるんですけども、城下町の状況、それからそこに住んでいらっしゃる方から、やはり今回の議会では小川清美議員が交通についておっしゃいましたけれども、私も様々な意見を聞いております。

食べ歩きをされる方がごみを落としていく、あるいは串をどこかに刺していく。朝起きて、ガラッと表を開けると、何か紙おむつを包んだ袋が玄関先に置かれていたりとかということもあるようです。

それでも、目の前にあるものを取らないわけにいかないから片づけるんだけど、本当にモ

チベーションが下がってしまう、そういった様々な苦勞の話、それから住みにくいなということを感じておられる、そういったことを聞いております。

訪れる方にとっても、この一極集中してしまっていて、本当に混雑が多いということ、満足度というところからは、やっぱり不満が出るようですね。

そういったところから、集客が多ければ非常に経済効果は高いわけですがけれども、逆にその前から問題となっております、その町に住む方との様々なずれというのか、問題が起きてきています。そういったものについても、市としてきちんと捉えて、改善していかなきゃいけないと思います。そういったことを踏まえまして、質問させていただきます。

そういった形で城下町の集客が多くて、そこに住んでいらっしゃる方は住みにくい状況があると私は聞いています。また、ごみの問題だとか、それから観光客のマナーの問題などもあるように聞いております。

実際のその現状というのはいかがでしょうか。また、現状に対する取組内容はどうなっていますか。住民の方の話や意見を聞く場は設けられているのか、そういったことを中心にお答えいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

現在、犬山城下町には、連日多くの観光客が訪れています。お客様に犬山の魅力を楽しんでいただく一方で、城下町地区の住民の中には、行楽シーズンを中心に、日常生活において不自由な状況が発生していることも事実でございます。

具体的には、道路渋滞や混雑、ごみのポイ捨てや住居立入りなどで、城下町地区のうち、とりわけ本町通りに観光客が集中することにより問題が生じております。

こうした課題に対し、住民の皆さんの安心・安全を少しでも高めるため、主に週末を中心に警備員を配置し、車両の円滑な誘導による渋滞や混雑の緩和など、住民や観光客の安全確保に努めております。

また、観光客の住居立入りの際には、警備員から声かけをするなどの対応も行っています。

ゴールデンウィークや秋の紅葉シーズンは、自動車の出し入れがしづらい状況となっていることから、犬山北小学校の駐車場をお借りして、臨時駐車スペースとして提供しております。

ごみの課題については、行楽シーズンを中心に、城下町地区でのごみ箱設置や、お客様が帰る時間帯に合わせ、シルバー人材センターによる清掃活動、警備員も、適宜移動時にごみ回収を行っております。

また、歩き食べ、歩きながら飲食することですが、歩き食べを抑止することで、ごみのポイ捨てを減らすために、旧福祉会館跡地に休憩所を設置するなどの取組も行ってまいりました。

加えまして、犬山観光キャンペーンの参加店舗のうち、テークアウト商品を販売するお店に対しては、ごみ箱の設置を参加条件とするとともに、自身の店舗だけでなく、他店のごみ

の受入れも積極的に行うよう呼びかけをしております。事業者の皆さんもそうしたことに応じていただくとともに、ご自身の店舗周りの清掃を積極的に行っていただいております。

ここまで、現時点での主な取組をご紹介しましたが、持続可能な観光まちづくりを実現するためには、今後も状況を把握し、課題を1つずつ改善していくことが重要と考えております。

最後に、さきの小川清美議員の答弁でもお答えいたしましたが、市長及び関係課と本町町内会との定期的な意見交換会を実施しております。会の中でいただいたご意見やご提案については、寄り添い、できることから可能な限り対応をしております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 答弁ありがとうございます。

町内の方と語り合う、そういったこともあるということですが、本町町内会とだけという感じですので、ほかのやっぱり隣接する町内会にも、これは広げてほしいなというところを指摘したいと思います。

では、次、再質問をさせていただきます。

資料の3をご覧ください。鎌倉市のホームページからですが、鎌倉市の公共場所におけるマナーの向上に関する条例についてというのがあります。また、めくっていただきますと、周知啓発物として、迷惑行為ピクトグラム、こういったことをしないでねというようなのが、分かりやすい絵として書かれています。また、次のページを見ていただきますと、ポイ捨て禁止、こういったピクトグラムというのがあるということですが、そこで再質問をさせていただきます。

京都や鎌倉など多くの外国人が訪れており、インバウンドの客のマナーが問題となっています。犬山市においても、外国人の観光客への対応や、そういったことがあるんですけども、課題に向けた取組というのはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

近年、当市にも海外から多くの観光客が訪れています。犬山観光を満喫した外国人によるSNSの発信や、市観光協会による海外での誘客宣伝活動の成果等により、年々外国人観光客が増加するという状況となっています。

そうした中、持続し発展する観光地であり続けるためには、地域住民と観光客との共存と調和を前提としたまちづくりが重要となります。そのために、国内外からの観光客に対し、マナーや意識の向上を促す取組を進めています。

その一つとして、犬山観光の際に多くの方がご覧になる、犬山観光ナビというウェブサイトがございまして、昨年度から観光マナー向上や意識啓発のための特設ページを作成いたしました。

内容としては、住民と観光客が気持ちよく過ごすためのルールやマナーの紹介、犬山を愛する人たちによるメッセージ動画などを掲載しております。

犬山観光ナビは、年間460万件以上の閲覧数がございます、日本語を含め5つの言語に対応していることから、外国人観光客にもマナー啓発の一助になるものと考えております。

また、本町通りにある本町ポケットパークでは、当該ページにリンクするQRコードを掲示しまして、休憩で立ち寄られた観光客の方に向け、周知啓発を行っています。

加えまして、外国人観光客に対する現地での対応としては、観光案内版や立て看板に外国語を併記したり、観光案内所では外国人向けの多言語観光マップ等を配布したりしております。

また、昨年度、受入れ環境体制強化を目的に、城下町地区の店舗を中心として、インバウンドに関するワークショップを開催いたしました。参加者同士でインバウンドの対応事例の共有などを行っていただきましたが、メニューを多言語表記にしたり、スマートフォンの翻訳アプリを活用したりするなど、各店舗で様々な工夫を凝らしてみえました。

市や観光協会だけでなく、事業者の皆様も含めた地域全体でインバウンドへの対応力を高めているところでございます。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ちょっと時間が迫ってきましたので、次の要旨の2と3を一緒にお伺いしたいと思います。

自然や文化を活用した取組について。

犬山は本当に自然豊かなところですので、そういったところを活用したらどうかということです。以前から城下町へ集客を集中させるのではなくて、分散していく方向性が必要とされていると思います。

城下町から木曾川河畔、お寺巡りや古墳、様々なそういったコースが考えられると思えますけれども、どのように検討されているのか。

また、回遊性を高めるために、市役所ロビーにある観光パンフレット置場に、市内の古墳など文化財や自然に親しむようなパンフレットを置いてはどうかと提案しますが、いかがでしょうか。

それから、要旨の3といたしましては、市民参加の仕組みができないかということです。

観光というと、住民は関係ないと思われがちですけれども、やはり住民と観光客が交流できるような、そういったプランや、観光に住民が参加できるような取組、そういったものを考える必要があると思えますけれども、そういったものについてお示しいただきたいと思えます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えいたします。

まず、自然や文化財を活用した取組についてというところでございますが、当市には、城下町やお城以外にも数多くの魅力的な名所や観光スポットがございます。市内に点在する観光施設や歴史ある文化財、豊かな自然などを広くPRすることで、回遊性を高め、城下町の混雑を緩和するとともに、市内での消費を拡大していく、これにつながる取組は、さらに重

要となります。

そのための取組の一つとして、先ほど議員も触れていただきましたが、木曾川河畔の内田地区及び栗栖地区を対象に、かわまちづくり計画の策定を進めております。整備によって魅力ある空間を形成し、回遊性を高めていくことを目指しています。

ほかにも善師野地区では、昨年度、有志の方による竹あかりのライトアップイベントが行われました。市だけではなく、様々な方が関わっていただいて、地域を盛り上げていただくことで、さらなる回遊性を期待しております。

また、周知宣伝に関し、先ほど触れました犬山観光ナビというサイトでは、市内の魅力ある観光施設を紹介しております。サイト内では、豊かな自然や歴史、アクティビティを満喫できるモデルコースも紹介しております。こちらも回遊性を高めることに寄与していると考えております。

なお、2つの観光案内所では、回遊性を高めるため、市内各所のパンフレット配架や観光案内をしておりますが、議員ご提案の、市役所1階ロビーの観光用キャビネットにつきましても、市域全体の魅力を発信できるよう、パンフレットの配架をさせていただきました。

続きまして、住民参加の仕組みができないかについてお答えいたします。

市と観光協会では、「#思い出できすぎ犬山体験」と銘打ち、犬山市民が講師となって、犬山を訪れる観光客に対して、体験型のコンテンツを提供する事業を行っております。この事業は、ふだん、観光とは無縁と思われる市民の方が、自らが持つ特技や特色ある取組など、こういったものを体験型のコンテンツとして商品化されるよう伴走支援を行うものでございます。

令和6年度は、33件のコンテンツが販売されることになりまして、300名が購入・参加されました。販売されているコンテンツには、シルバー人材センターの方が講師となり、犬山祭のてこが着用するわらじづくりや、農家の方による農業体験、芋ほり体験などがございまして、市民の皆さんが持つ多様な特技や技術が観光客に対して提供されております。

観光は、観光施設や観光分野に関連した仕事をする人だけのものではなく、市民の皆さんの日常生活の中にも、コンテンツにつながる要素があると考えております。

今後も、多くの市民が観光に関わり、観光で稼ぎ、観光の関係者となっていただき、応援団となってくださる、そうした取組を継続していきたいと思っております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。今後に期待したいと思います。

今回様々な言いましたけれども、暮らしやすい犬山、また動物たちやそして人も大切にされる、そういった犬山づくりにこれからも全力で取り組んでいく決意を申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

再 開
午前11時10分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

2番 ビアヅキ恵子議員、

◎2番（ビアヅキ恵子君） 2番、ビアヅキ恵子です。3件の一般質問をさせていただきます。

件名1、生活保護を受けている方への対応について。

この件は当事者の方から相談を受けたことから、今回、要旨3件で質問させていただきます。

まず、要旨①現在生活保護を受けている方の人数の推移についてと、対応されているケースワーカーの人数、そのケースワーカーとなるための要件について説明をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

まず、当市で生活保護を受けておられる方ですが、いずれも年度末時点の数字を申し上げますと、令和4年度は222世帯で272人、令和5年度は245世帯で287人、そして令和6年度は241世帯で280人となっています。

次に、ケースワーカーです。現在は4人体制で業務に当たっておりますが、いずれの職員もいわゆる専門職ではありません、社会福祉士であったり保健師であったりという専門職ではなくて、事務職の正規職員となっております。

しかしながら、議員お尋ねのとおり、ケースワーカーとして従事するためには、社会福祉主事としての資格が必要となりますので、配属されたときに研修を受講して、資格を取得しております。

◎議長（大沢秀教君） ビアヅキ議員。

◎2番（ビアヅキ恵子君） ありがとうございます。

私は、てっきりケースワーカーは専門職と思っていたので、事務職の正職員がされているのは今回知りました。

再質問させていただきます。

ケースワーカー1人当たり担当されている世帯数と、何年くらい継続して同じ世帯の方を担当されているのか教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

ケースワーカー1人につき、大体45人から80人までを担当しております。

年数ですけれども、年度当初に割り振りというのを行いますので、一概に何年ということは申し上げることができないんですが、長くても3年ということで現在運用しております。

◎議長（大沢秀教君） ビアツキ議員。

◎2番（ビアツキ恵子君） 実は、生活保護の方からいろいろ相談を受ける中で、毎回担当課と話すと、その仕事の大変さも理解できます。特に、この仕事は10人いれば10人状況が違うので、実際どのような仕事をされているかについて、要旨②ケースワーカーの業務内容について教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

ケースワーカーの業務は、生活保護全般に及びます。多岐にわたっております。まずは生活にお困りの方からの相談に始まりまして、制度の説明であったり申請のサポートを行って、申請を出していただいた後には、受給資格、生活保護を受けていただくことができるかどうかということの確認のために、その方の生活の実態、収入、資産、年金や各種手当の資格、あるいはその方を扶養する親族など、様々な調査を行っています。

申請から14日以内と、極めて短期間でこれらの作業を終えて生活保護を受けることができるかどうかという受給の判断を行わなければなりません。

一旦保護が開始されますと、それぞれの保護を受けておられる方の状況に応じた援助方針というのを定めながら、毎月の保護費の算定、定期的な世帯訪問による生活支援と必要な指導、記録の作成などを行うほか、就労に結びついていない方への支援や、時にはお金の使い方を見直すなどの支援も行っております。

また、これらの業務に加えて、時には予期しないトラブルということの対応も求められますが、ケースワーカーの負担が大きいため、先ほど4人というふうに申し上げたんですが、ケースワーカー以外のそれ以外の職員のサポートなどによって、保護を受けておられる方、お一人お一人に寄り添った支援を行っているところであります。

生活保護の申請が仮に認められないという場合にあっては、ケースワーカーの仕事と、それで終わりではなくて、暮らし自立サポートセンターと連携するなどして、その方に応じた必要な支援というのを行っております。

◎議長（大沢秀教君） ビアツキ議員。

◎2番（ビアツキ恵子君） ありがとうございます。この質問することにしたのは、生活保護を受けている方からの相談内容として、「ケースワーカーさんが数回自分の不在時に来ている。忙しい中何度も来てもらってるのは申し訳ない。アボなしは生活の様子の確認のためであるのは承知しているが、どうなのかなと。」ということでした。

それで調べてみると、生活保護法においては、家庭訪問の際の事前連絡は義務づけられてはいないため、ある日突然、ケースワーカーが家庭訪問に来ることもあります。しかし、タイミングが悪く、いつまでも受給者に会えないことも考えられるため、不正受給の疑いなどがなければ、事前連絡をしてから家庭訪問が行われるケースも少なくありません。また、身寄りのない高齢者の方に対しては、生存確認も含めて、定期的に家庭訪問が行われる場合がありますとありました。

そこで、要旨③生活保護を受けている方への家庭訪問の頻度とその目的について、お聞きします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

ケースワーカーの訪問頻度というのは、世帯の状況に応じて、月に1回以上の方がいらっしゃれば、半年に1回以上ということで様々となっております。

例えば、近い将来に就労によって自立の可能性が高い世帯は月に1回以上と短いということになりますし、傷病や障害ということで働けない世帯、あるいは高齢者世帯など生活は安定しているんですが、議員がおっしゃったように、生活への何らかの関与、支援が必要な世帯という場合には3か月に1回以上、長期にわたって病院に入院している方であったり、介護施設に入所されている方というのは半年に1回以上と、かなり長い間行かないというような頻度となっております。

訪問は目的ですけれども、保護を受けている方の生活状況などを把握することで、その世帯の支援に役立てるとともに、世帯によっては、将来的な自立ということを支援するためのサポートを行うことなども目的としております。

これらは定期的な訪問ですけれども、当然こちらから行くだけではなくて、保護を受けておられる方から何かご相談をいただけるということであれば、随時の訪問を行っております。これまでに訪問を行うことで、詳細な状況把握をすることによって、在宅生活の限界を見極めて、施設入所への移行を判断した例や、倒れておられるなど、様態の急変に気づいて救急搬送を行ったケースなどもありました。

◎議長（大沢秀教君） ビアヅキ議員。

◎2番（ビアヅキ恵子君） 今回、一般質問させていただいた理由は、別に生活保護を受けている方から自分に相談されることは構いません。ですが、やはり大事なのはケースワーカーとの信頼関係がとても大事かと思えます。私が相談してる間も、担当された方がほかの部署に異動されました。

ケースワーカーという仕事自体、とても大変で、全員が状況も違う中で対応しなければいけません。状況によっては事前連絡してからの訪問も考えていただきたいです。双方にとってもよいはずです。

市としては、今回1名増員していただいたようですが、やはり、配置人数などや人事異動の際は、現場の状況など含めて考慮してほしいと思います。職員の方も負担が大きいですし、生活保護を受けている方にとっても、相談しながら前向きに進めるようになってほしいと思います。これは指摘として、述べさせていただきました。

次に、件名2です。

市のごみ減量と食品ロス削減の計画についてです。

実は、この質問をしようと思ったのは、以前から特に食品ロスについては興味があり、10年以上前に調べたことがありました。先月、毎月議員に配布される自治体ワークスという機

関誌の一番初めのページに、「フードシェアアプリで食品ロスの削減に貢献」という記事があり、事務局に頼んで、その記事を書いた静岡県三島市役所の担当課の方にアポを取っていただき、5月9日に会いに行ってきました。

廃棄物対策課にみえる山添さん、お会いすると、あまりの熱意にびっくりで、数々のごみ削減と食品ロスにアイデアを出され、実現、新しいことでも可能性があれば挑戦させてくれる上司と市長のいる環境に恵まれていると言われました。これは犬山市に提案しなきゃと思い、今日の一般質問となりました。

要旨①現在市が行っているごみ減量のために実施していることについて、今回諏訪議員が食品ロスやフードドライブについての質問をされていますので、その部分以外で説明をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

家庭から出されるごみを削減するために、資源化できるものは資源として活用できるよう、集積場における分別回収に加え、都市美化センター敷地内に常設の資源回収拠点わん丸エコステーションを設置するとともに、月に1回、市内3か所で、臨時のエコステーションを設置しているほか、一部については環境課、各出張所等でも資源物を回収しております。

また、生ごみを減らすため、堆肥化、乾燥減量化させる生ごみ処理機の購入について、一定の条件の下ですが、補助金を交付しております。

生ごみについては、食品ロス削減にも取り組んでおり、内容については、先に諏訪議員に答弁させていただいたとおりでございます。

可燃ごみとして出される剪定枝を減らすため、剪定枝粉碎機を貸し出し、土壌改良材等としての利用を促しております。

その他、粗大ごみ、不燃ごみにつきましては、令和6年度に、不用品を処分したい市民とリユースショップをマッチングするサービス「おいくら」を運営する事業者と協定を締結し、市ホームページで紹介しております。

事業系のごみについては、年に1回内容物検査を実施し、不適切なごみが混在しないよう、収集事業者を通じて排出者へ注意をしております。

ほかにも、地域資源回収団体への補助、指定ごみ袋制度の導入、講座開催や美化センター見学等、多数の取組をさせていただいております。

◎議長（大沢秀教君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） いろいろな対策を取られていることは、確認させていただきました。

ごみ減量については、地球規模で世界中でいろいろな対策を取っています。アイデアを出していかないと、今以上の結果は見込めないと思います。

そこで、要旨②将来的なごみ減量と食品ロス削減のための計画についてお聞きします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えいたします。

今後の廃棄物処理行政における長期的・総合的な指針となる一般廃棄物処理基本計画を令和7年3月に策定しております。

その中では、さきの答弁で紹介した取組に加え、これから新たに取り組むこととして、プラスチック使用製品の再商品化に向けた準備を掲げております。

現在、犬山市では、プラスチック製容器包装は分別回収していますが、プラスチック使用製品については可燃ごみとして回収、焼却処分しており、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたこと、また、可燃ごみを減らすため、令和10年4月からプラスチック使用製品についても、再資源化、再商品化を進めたいと考えており、そのための研究・検討を、現在、進めているところでございます。

計画に記載したごみの減量に係る新たな取組は以上となりますが、他自治体の事例等を参考に、今後効果的なものについて新たに取り組んでまいりたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） ぜひ三島市役所の事例も参考にしてください。当局とのヒアリングの際に、これから新しいごみ焼却場ができ、現在の焼却場への対応などの忙しさも認識しました。その上で、三島市役所の取り組まれているフードシェアリングアプリ「タベスケ」の導入、食品ロス削減協力店認定制度創設、トートバッグ型コンポストの生ごみ処理容器、これはマンションなどベランダでもできるためのもの、市が主催のフリーマーケット「もったいない食器市」「もったいない子供服市」などなどです。これらを今すぐやるとは言いませんが、ぜひ検討材料として考えてほしいです。いつでも説明に来てくださいます。

あとは、これは私が1点要望なんですけど、現在当市が行っているフードドライブについては、調べるとなかなか普及しているとは言えません。

そこで、小中学校でも家から持ち寄る日をつくれれば、子どもたちにも目で見える教育ができるかと思います。これはまた別の機会に質問したいと思いますが、前向きに検討いただきたくお願いします。

件名3です。小中学校の家庭訪問の復活についてです。

この件については、令和6年9月議会で柴山一生議員が一般質問されました。その際の答弁で、当市では全ての家庭に一律で訪問するという形では実施していない。欠席が続いているような場合など、特に家庭の状況の確認が必要と判断されるような場合には、個別に家庭訪問を行っているとの答弁がありました。

そこで、要旨①最近で家庭訪問した具体例についてお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

昨年度、市内小中学校で実施した家庭訪問の件数、これは延べ件数ではなくてご家庭の数となりますが、小学校10校で71件、中学校4校で56件でした。

訪問の内容としましては、不登校や不登校傾向の児童生徒への面談及び確認、欠席が続いた児童生徒への配布物を届けること、児童生徒のトラブルに関する保護者への説明、保護者からの相談対応などです。

◎議長（大沢秀教君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 家庭訪問の歴史を調べると、歴史は古くて、文部省が明治24年、1891年の小学校教職の説明において、「家庭との連絡を密にして、協力関係を築くよう指示しており、その具体的な取組方法の一つとして、家庭訪問が明治30年代から各地で行われるようになり、明治の末頃には、全児童の家庭を少なくとも毎年1回、あるいは毎学期1回訪問するのが一般化したようです。」とありました。

ただし現在は、時代の変化から廃止される方向にあることは理解しています。家庭訪問の廃止には賛成する声もあれば、懸念する声もあります。それぞれの意見を踏まえ、学校と家庭がよりよい関係を築く方法を考えることが重要です。

教師が直接、家庭環境を知る機会でもあり、その廃止によって、生徒の家庭状況の把握が難しくなる点を問題視する声もあります。

また、保護者側からは、教師と家庭がより密な関係を築くきっかけが減ってしまうといった意見も聞かれます。

そこで、要旨②家庭訪問に代わる対策を考えているかについてお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

昨年9月議会、柴山議員に答弁いたしましたように、全ての家庭を訪問するといった形の家庭訪問は、全国的にも縮小、廃止しているところが増えており、犬山市においても希望される家庭や、必要に応じて実施しています。

この流れは、全家庭を訪問した場合、日程調整や移動時間といった部分で教員の負担が大きく、本来の業務である授業への影響、また、教員の働き方改革という視点の一つあります。

もう一つは、保護者の側の事情として、ライフスタイルの変化とプライバシー意識の高まりがあります。

共働き家庭や独り親家庭の増加から、保護者の側から仕事の調整が大変であるとの声も上がるようになると同時に、家庭内へ教員を入れることに対して抵抗感を示されるケースも増えてきました。

そうしたことから、一律に訪問するといった形ではなく、地域訪問という形で周辺環境を確認したり、年に2回、保護者に個別に学校へ来てもらい懇談する保護者会、児童生徒、保護者からの相談対応、児童生徒と日々接する中からの気づきなど、様々な機会から児童虐待の兆候といった家庭の問題について捉えるとともに、必要に応じた個別の家庭訪問を、今後も引き続き実施してまいります。

◎議長（大沢秀教君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 長い歴史があるのは理由があるはずですが、何でも世の中の流れに合

わせるといふのも考えるべきと思います。

近年、確かに多くの中学校で家庭訪問が廃止され、代わりにオンライン面談や学校での個別面談が増えています。家庭訪問を行っていた時代には、生徒の生活環境に問題があればすぐに発見し、対応できるメリットがありました。

私が小学校、中学校のとき、ちょっと前ですけど、1クラスもクラスは40人以上、土曜日も授業、それからクラブは、クラブの顧問の先生は全員学校の先生で、私の時代でも朝練もあったし、帰りのクラブは毎日あって、夏休みも毎日あって、それからテスト前になると、授業の前に先生が補習授業をやってくれたりとか、当時も先生たちはすごい忙しかったけど、頑張っていたきました。

今、先生の皆さんが忙しいことも十分分かっています。しかし、今学校現場では、いじめ、わいせつ、虐待、携帯電話の普及から、SNSを通しての犯罪や家庭環境も複雑化するなど、私の時代とは全く違う大きな問題が子どもさんたちの周りにたくさんあります。今回、あえてこの質問したのは、社会の流れで、家庭訪問の廃止が進んでいるとは言っても、100年以上続いていた意味があります。子どもの問題が複雑になっているからこそ、家庭訪問の重要性を考えてほしいと思います。

以上、指摘させていただき、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 2番 ビアキ恵子議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 1番の丸山幸治でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

1件目です。外国人の国民健康保険税滞納の状況についてでございます。

今年5月22日、厚生労働省が、外国人の国民健康保険への納付率が63%という調査結果を発表しました。令和6年4月から12月の間の、世帯主が外国人のケースを抜き出して集計できる150市区町村の平均で63%、つまり滞納率でいうと37%です。

一方、日本人を含めた全体の納付率は93%、滞納率でいうと7%ということで、外国人と

全体の30%の差が明らかになりました。

6月3日には参議院外交防衛委員会で、日本維新の会の柳ヶ瀬議員によりますと、全国ベースでは外国人の国民健康保険未納額が10年間で4,000億円と推定されるとされています。

ここで質問の要旨1でございますが、犬山市について、外国人の国民健康保険税の滞納状況について、分かる範囲で結構ですので、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

初めに、国民健康保険の加入者の状況を説明します。

令和6年度末時点の加入者数は1万960人、そのうち外国人は608人、5.5%で、加入世帯数で見ると7,703世帯、そのうち外国人を含む世帯は510世帯、6.6%となっています。

次に、令和6年度中に課税された世帯主の中で、年度末時点で本税に未納がある人は1,083人、そのうち外国人は274人で、25.3%という状況です。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。

先に述べさせていただきました平均に比べて、犬山市はきちんと納めていただいているなということを感じました。

問題は、徴税サイドが海外の資産状況を詳しく調べられないこと、短期間で帰国してしまう方が多く、出国してしまった後をしっかりと追跡できないこと、また、短期で所得の低い方がいらっしゃるということです。これらは本来、国レベルの対策を待つ話であり、この問題は自由民主党のホームページでも大きな問題として、特別委員会をつくって改善策を検討しているという記入があるので、今後期待しております。

とは言いましても、市の現場としては、今まさに直面している問題であります。念のため申し上げさせていただきますが、私は外国人だからと言うつもりはありません。払わなくて済む仕組みであれば、日本人であろうが誰だろうと、払わない人がいるのは普通だと思います。あくまで問題は仕組みと対策だと考えております。

要旨の2です。市として成し得る対策について、現状取り組んでいることなどあれば教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

市税等に滞納が発生した場合は、日本人・外国人問わず、督促状や催告状による納付の催告を行います。それでも納付がない場合は、給与や口座等の差押えを行い、差し押さえた金額は未納の税金に充当することになります。

滞納を減らしていくためには、金額が高額になる前に納税折衝を行い、自主納付による完納へ導けるよう取り組むとともに、滞納発生初期の金額が低い時点での差押え着手が効果的

であると考えています。

しかし、外国人については、市税等を未納のまま本国へ帰国し、滞納税の徴収が困難になるケースも多々あります。

このような外国人は、数年後に再度入国してくるケースもあることから、安易に不納欠損処理をすることなく、出入国在留管理局の協力も得ながら調査を継続し、粘り強く徴収事務に努めているところです。

なお、外国から日本に入国される方の国籍は様々で、国の数だけ、税金に関する制度があります。国によって税金に関する制度は大きく異なるため、日本の税金に関する制度を周知し、納税意識を醸成していくことも重要であると考えています。

現在、外国人留学生が多く在籍している名古屋経済大学や近隣市町にある各種専門学校等を訪れ、納税に関するチラシの配布等に協力をいただきながら、納税への理解を深めるために取り組んでいます。すぐに成果が表れるわけではありませんが、継続した取組としていきます。

今後も、庁内関係部署で連携するとともに、他市の先進事例も参考にするなど、適切に徴収事務を進めていきます。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございました。

頑張っていることは重々承知しております。ありがとうございます。

2点件目に移ります。差押え不動産の外国人の相続登記は可能かという問題でございます。

地方公共団体にとっては、固定資産税は重要な財源です。固定資産税は景気に左右されにくく、また不動産差押え、不動産公売という強力な手段もあることから、滞納がされにくく、安定的な財源という面もあります。

さて、日本の土地はどこの国の方でも自由に買うことができます。住むための不動産のほか、住むつもりもない、投資目的でも買うことはできます。近年、全国的に特に観光地を中心に外国資本や外国人の方によって不動産が購入されるケースが増加しているという話を耳にします。

2021年の国土交通省の令和2年度海外投資家アンケートの結果によりますと、日本の不動産投資市場における海外投資家は34%というデータもございます。このように、外国人の方の名義の不動産が増えていると私は考えております。

永続的な課税徴収のための制度として、要旨1の質問をさせていただきますが、通常の滞納されている方が亡くなられた場合の差押え不動産の公売への流れについて、ご説明願います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

一般的に、滞納されている方が死亡された場合は、相続人が不動産の相続登記を行い、その相続人に対して、滞納税の納付催告等を行うこととなります。

相続登記後の滞納税の納付催告等に応じない場合は、不動産の差押えを実施し、公売等の換価手続を進め、滞納税へ充当する流れとなります。

既に不動産等財産の差押えを実施している方が亡くなった場合については、国税徴収法第139条第1項で、滞納処分を続行できるようになっており、改めて相続人に対して差押え等の手続をやり直すことなく滞納処分を続行することができます。

しかし、相続人への納税義務の承継は行う必要があるため、相続人の調査・特定、納税義務の承継を行い、公売等の換価手続を進め、その後、権利移転の登記を行います。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。手続を確認させていただき、相続人の調査、特定が必要だということを確認することができました。

次に進みます。例えば、亡くなられた外国人の方の名義の家屋に、その息子さんが住んでいる場合、本当は登記名義人に課税すべきところを、実務上はその息子さんを、その家屋の管理者または相続人の代表者として指定し、固定資産税を課税するのが一般的ですが、その後、この息子さんが滞納された場合に問題が発生すると思います。

この場合は、不動産の所有権登記名義人と納税義務者の名義が一致しないため、このままでは息子さん名義の滞納税を保全するための差押え登記ができませんので、前提としまして、民法第423条の債権者代位権として、市が亡くなられたお父さんの名義から息子さん名義へと相続登記をする必要があります。

このように、通常、死者名義の不動産を差押えや公売をしていくためには、原則としまして、詳しい相続情報が必要です。

また、相続人不明として相続財産管理人を選任するよう裁判所に申し立てる場合においても、やはり相続関係の調査は必須となっております。

しかし、日本国内の外国人の方の情報は、在留カードと住民票がございますが、その方が日本に来る前に母国で前妻がいたか、ほかに子どもがいないかなどを、日本の戸籍情報のような詳しい相続情報は含まれておりません。よって、それぞれの方の母国にそれらの情報を求めたいところですが、これが難しいと考えております。

自国民が財産を取り上げられるような話に、本人が望まない情報提供をその母国がするという面もあり、また、戸籍情報は各国の超重要な情報、秘密情報とされることも多いと思いますので、下手をすれば、本人の意に反する個別調査を無理に行うと、スパイ行為とされるリスクさえあると思います。

中国や韓国のように、個人情報保護を強く守る国もある中、また、日本と国交のない国もある中、そういった国からみえた外国人の方について、ここから要旨2の質問ですが、市の実務としまして、職員が個別に戸籍情報を手に入れることは現実的に可能なのでしょうか、お尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

日本人の場合は、市の調査権限に基づき、戸籍謄本等の取り寄せが可能です。議員ご指摘のとおり、外国籍の方の場合は、国による違いはあるものの、戸籍調査や相続関係資料の取り寄せが非常に困難な状況です。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。

本人の意に反する戸籍情報を出さないというのは、その国として当然の対応だと私は思っています。他国の債権回収よりも自国民のほうが大切というのは普通だと思います。

再質問に移らせていただきます。

以上述べてきたことをまとめますと、問題点は、外国人の方の税について、帰国後の追跡や海外資産の調査が難しいこと、また、各種の個人情報が入りにくいことなどがあります。現状の枠組みの中では対応が難しいことが多く、今後、外国の方による不動産購入が進めば、ますます大きな問題になっていくと考えられます。

困難案件への最終手段は、裁判所を通す方法です。外国の方が国外へ出て不明になったのであれば、不在者財産管理人の制度があります。外国の方が亡くなられて、相続登記をされず放置されているのであれば、相続財産管理人の制度という道があります。ただし、ここまでしても、公売をした結果、売れなかった場合、これが何回も続くと差押え解除というケースも可能性もあるため、これらに対しては大変なリスクもあります。

これらのおお、戸籍調査というのが基本的には必須になっており、手続は特に難しく大変になっております。

各国の大使館へ問い合わせる必要もあり、その場合は、外国語を用いるケースもあります。また、個別にグレーなゾーンも多いので、裁判所との個別協議も必要です。

しかし、だからといって放置や塩漬けということになれば、課税のできない、所有者不明土地になってしまうおそれもあります。今や、所有者不明土地というのは、九州本土よりも広いと言われる問題であります。これらを固定資産税の課税されないような土地にさせないためにも、ぜひ、大変な仕事ではございますが、責任の重い業務を税務課や収納課の職員の皆様にぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

ここで再質問ですが、これらの非常に難しい案件、そして責任の重い案件を頑張っていた、そういった徴税の職員の皆様に対して、そういう方々が難しい案件に対応するための体制というのはどのようになっているかお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

愛知県と県内各市町村との間で、税務職員交流要綱に基づき、職員の相互派遣を行い、実務研修として滞納整理等を実施することにより、職員の徴収技術の向上を図るとともに、県と市町村とのより強い協力体制を構築し、徴収率の向上に取り組んでいます。

具体的には、犬山市から、名古屋東部県税事務所特別滞納整理室へ職員を派遣し、県税事務所職員の指導の下、実務研修として犬山市の滞納事案を中心に、滞納整理実務に携わりま

す。今年度は、2か月間を1名、1か月間を1名、計3か月間で2名の職員を派遣する予定です。

また、愛知県から職員3名を受け入れ、必要に応じて納税折衝等の研修開催、個別滞納案件に関する助言・フォロー、搜索や公売等の困難案件に関する個別支援をしていただきます。このように県との協力体制を構築し、困難な事例に対応しています。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 県との強固な関係ということと、バックアップの体制はよく分かりました。

こういった徴税吏員の職員の皆様は、いろんな難しい問題を抱えながら、しかも、いろんな逆恨みみたいなことも、身の危険を感じながらやってみえると思いますので、ぜひその専門的なアドバイス、協力体制、その上に身体の安全も含めて、強くバックアップしていただくようよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 1番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時30分まで休憩いたします。

午後1時19分 休憩

再 開

午後1時30分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 清風会の柴山一生でございます。今回は2件、質問させていただきます。1つ目が、トイレトラックで、2つ目が、小中学校体育館の空調についてです。

まず、1件目、トイレトラックの導入についてということです。

20年ほど前ですけども、「環境問題はなぜウソがまかり通るのか」という本を武田邦彦先生が出されて、結構売れたような思い出があるんです。あれと同じような感覚を私は災害対策の物品に対して非常に同じような思いを持っているんですね。もう災害対応のものであれば、もう何でもオーケー、本当に使えるのかどうか分らんけども、何でもオーケーというような、そんな雰囲気があって、いかんなど前から思っておりまして、本当に災害が発生したときに、役に立つ、本当に役に立つものじゃないと、我々は導入すべきではないなと思っておるんです。今日はそれを幾つかはっきりさせていきたいなと思っております。

まず、要旨1ですが、災害関連死についてなんですけれども、結局地震なんかが起きまして、それで直接亡くなる方ももちろんいます。しかしながら、これに関連して、避難している最中にだんだん亡くなっていくとかいうケースも非常に多いわけでありまして。これが災害関連死なんですけど、その災害関連死の原因として、やはり上位に来るのがトイレなんですね。どうしてトイレなのかと言うと、トイレ関連で災害関連死が発生する主なメカニズムと

して、排尿排便を我慢することによる健康悪化、脱水、尿路感染、便秘、腎不全など、特に高齢者や糖尿病などの持病がある人には致命的になりやすいと。あるいは、不衛生な仮設トイレの使用を避けて、水分、食事を控えると。そうしますと脱水症状や栄養失調、血栓形成ですね、エコノミークラス症候群と言われますけれども、そういうのが発生すると。はたまたトイレまでの移動中に転倒とか骨折などをすると、特に夜間など足場が悪い避難所のなんかでは起こり得る事故なんですね。そういったことが過去の阪神大震災、東日本大震災、熊本地震でも散見されておるわけでございます。

犬山市として、この災害関連死、どのように捉えているのかお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和6年1月の能登半島地震をはじめとする大規模災害時には、建物の倒壊や家具の転倒により命を落とす直接死と、被災後の避難生活において体調を崩し、病気の発症や持病悪化などで命を落とす災害関連死があります。

復興庁の資料によると、避難生活やライフラインの途絶による肉体的・精神的負担に起因するものが、災害関連死の死因の約7割を占めています。

具体的には、肉体的なものとして、疲労やストレスによる臓器機能の低下、栄養不良、持病の悪化、医療体制の不備、精神的なものとして、地震によるショック、余震への恐怖、慣れない避難生活によるストレスなどが挙げられます。

避難生活において特に重要となる要素としてトイレ、キッチン、ベッドがありますが、その中でもトイレについては災害関連死との関わり合いが強く、大変重要な要素の一つと認識しています。

そのため、避難所環境の向上の観点も踏まえ、トイレに関する資材の備蓄を進めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、やはりトイレがナンバーワンに来るといふ、災害関連死の原因の一つとして、ナンバーワンに来るといふことは、私と認識、同じにさせていただいたと思います。

それで、2番、要旨2に行きますが、トイレ担当についてということなんですけど、一体何の話だこれはということなんですけど、最近こういう災害時でのそのトイレの研修会に参加しまして、講師の先生がおっしゃったのは、やはり防災訓練なんかをしたとき、あるいは平時でも、もし平時でもこういったトイレ担当という、はっきりと分かるようなそういった肩書をつくって置いておくことで、実際何か起こったときに動きやすいということをお聞きしました。

犬山市は、例えば、防災訓練のときとか、あるいは普通平時で、災害が起きたときは、あなたこういった担当なんだよということ、職務分担していると思うんですけど、その中でトイレ担当という、そういった職務分掌というのはあるのかどうか伺います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

指定避難所を開設する際には、初動として避難所担当職員が避難所の開設業務を行い、避難者を受け入れます。

避難所の開設が長期化する場合には、避難所ごとに避難所運営委員会を設置し、避難所運営に必要なルールなどを決めていきます。

この避難所運営委員会の構成は、避難者の代表者、町会長などの地域の役員、施設管理者、市職員などを想定しており、高齢者や子ども、女性など様々な立場の方が委員になることで、よりよい避難所環境をつくることができます。

トイレの管理についても、掃除や備品の調達などの役割、運営のルールと合わせて、トイレの担当者をこの委員会で決めていくこととなります。

次に、災害時に行う事務については、災害対策本部の下、組織として割り振っています。

その中で、仮設トイレの設置については、環境班である環境課が事務を担当することになっています。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 災害が発生したときに、いろんなことをやらなきゃいけないんですけども、そのうちのひとつとしてトイレ担当というのが決められるということなんですけども、これね、やっぱり災害関連死の大きな要因となっている、このトイレというものを、やはり重視すべきだろうなと思います。

ですから、その何とか委員会で決めていけばいいわというよりも、やはり私はあらかじめ市の職員であるべきだろうなと思いますけれども、トイレ担当をしっかりと置くことが僕は重要だろうなと思います。これは意見です。

次に参ります。3番、犬山市、平成24年だったと思いますけれども、ラップポンという、排便したものをすぐにラップで包んで圧着して、処理できるようにした機械を買ったと思います。あのとき、あれ1台30万円ぐらいだったと思うんですけど、その次の年もだったかな、ともかく30台ぐらい買った覚えがあるんですね。

私、あれを見たときに、これは役に立たんかと本当につくづく思ったんですよ。こんなもん買っとって、どういうつもりだと僕は思ったんですけど、犬山市役所でもその会議室を利用して、ラップポン、これがどう使用されるのかというのを、関係者で実際に勉強会を開いた覚えがあります。

やっぱりこれはね、介護施設なんかでトイレが遠い部屋なんかで、高齢者の方が自分の部屋で用を足したいという場合だったらあり得るだろうなと思うんですけど、これは災害時に使えるもんじゃないなという気がしましたね。

それからあと、マンホールトイレ、これもはっきり言って冗談かなと思います。これは実際使えないですよ、これ。西小学校にも、プールのすぐ横にマンホールトイレを何か所か造ったんですけど、地上から穴開けて、マンホールの污水管に直接汚物が落ちていくようなも

のを造ったんですけど、災害が発生したら、その上にテントを張って、椅子を置いてテント張って使いますよという。

だけど、正直言って、そのテントが一体どこにを設置してあるのかとか、あるいは椅子がどこにあるのかとか、あるいはその椅子とその排水溝の間は、このふにゃふにゃのビニールでつなぐわけですね。そうすると、排泄物がこのビニールのところに付着して、もう汚くなって臭いが絶対に溜まってくる。あれは本当に使えないものなんだけど、一生懸命、犬山はいろんなところに造っているんですね。

ですから、もうこれ始まったときに、もうこんなもんやらんでもいいよって僕は思ったんですけど、一応今、犬山は、ラップポン、マンホールトイレを入れていると思うんですけど、その現状についてお伺いしたい。

それで、どう使っているのかとかいうか検査してるのかとかいうか、使用状況、検査しているのか、その辺りももし可能なら、お答えいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

トイレに関する避難所環境の向上のために、簡易トイレ、組立てトイレ、マンホールトイレといったトイレのほか、凝固剤などの備蓄を進めています。

備蓄している簡易トイレの一つにラップポンがあり、電気による圧着熱により排せつ物を1回ごとに密封し、水が不要な、洗浄の手間がかからないトイレです。このラップポンは、38基あり、市内の備蓄倉庫に分散して保管しています。

また、マンホールトイレは、下水道整備区域内にある8か所の小中学校などに各5基、内田防災公園、羽黒中央公園に各7基の合計54基設置できる配管が整備され、テント及び組立てトイレが配備されています。

幸いにも大きな災害が発生していないため、これらのトイレはこれまで実際に使用したことはありません。

点検については、総合防災訓練や小学校での出前講座において、マンホールトイレの組立て、污水管に接続するなど、設置方法や使い方の確認も兼ねて資材の点検を行っています。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 苦しい答弁だったと思いますけど、使っていないんですよね。使ったらやっぱりちょっと考えちゃうと思いますよ。

これ以外にも組立てトイレのこともおっしゃっていたんですけど、組立てトイレ、物すごい難しいんです、組み立てるのに。組み立てるうちにもう催しちゃって、間に合わんってなると僕は思いますけどね。

ともかく、こういったものを置いとくのはよくないと思うんだけど、適当に処分しちゃうたらどうかなと僕は思うんだけどね。

ちょっとたまには使えるものかどうか。例えばラップポンなんか電気要りますからね。停電したら使えないでしょう。だから、本当これ役に立たんなどと思ってはいます。ちょっと今

後も検討してください。

次、④ですけど、災害協定について。

犬山市は本当にいろんなところと災害協定やっています。災害というのは、例えばここで起きれば、日本全体で起きるということはないと思うんで、ちょっと離れたところと災害協定を結ぶというのは、これは価値があるなと僕は思います。

あと、いろんな流通業界と災害協定を結んでいくのは悪いことではないなと僕は思っていますが、本当に役に立つのかという観点から、どうですか、今どういった、協定は結んだけど、もう10年前、20年前に結んで、実際、何か起きたら、何の役にも立たないという協定ではいかなので、恐らく年に1回ぐらいは何か確認というか、使えるものかどうかという、この協定が使えるものかどうか確認してるのかなと思ってはいるんですけど、その協定、どんな協定を結んで、どんな確認をされているのかを伺います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和7年5月時点で109件の災害協定を締結しています。締結先は自治体との協定が19件、民間事業者や市民団体及びその他公的機関などが90件となっています。

これらの協定締結者とは、協定締結の際に互いに協力の内容を確認し、災害時に連絡が取れるように、年度の初めには担当者名簿を送付し、連絡先を確認しております。

万が一、相手先となる自治体が被災した場合には、被災状況の確認と支援が必要かどうかを速やかに確認しており、必要に応じて協力していくこととしています。

この協定に基づく要請により、平成23年の東日本大震災時には、高萩市へ給水車を派遣し、令和5年の立山町の豪雨災害では、復旧支援のため技術職員を3か月派遣しています。

また、自治体以外の民間事業者等の協定締結者についても、昨年の南海トラフ臨時情報を機に、協定内容の実効性を担保するため、物資の供給や提供できる場所などの支援内容の確認を順次進めているところです。

そのほかにも、福祉避難所やボランティアセンターの設置及び運営、ペット同室避難の避難所運営についても、協定を締結している民間事業者や団体と連携し、訓練を通して確認をしています。

加えて、総合防災訓練でのブース出展の協力などにより、平時から顔の見える関係を築き、連携をしています。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 了解しました。防災訓練にできるだけ来ていただいて、今おっしゃったように、顔の見えるこの関係をつくっていくというのはすばらしいことだと思います。

それからあと、高萩市への給水車、あれ何かよく覚えていますよ。よくやってくれたなと思います。ああいう活動は本当に重要だなと思います。

これからも本当に役に立つ協定になるように、ぜひ努力していただきたいと思います。

次、5番に行きますけど、このトイレトラック、今回の質問の肝なんですけど、このトイレ

レトラックを導入したらどうかということなんですよね。これは、昨年、早稲田のマニフェスト研究会でも、なぜか最後は、北川先生が中心になって、これはもう、各自治体、トイレトラック導入せなあかんという、それが結論になっちゃったような覚えがありますね。

トイレトラックというのは、トラックの上に3つ、4つトイレが付いているんですね。非常に機動性がよくて、あとやっぱりちょっと高くなっているからか、清潔感もあって、非常に使いやすいです。私、これは、皆さんも使ったことあるとは思いますが、一昨年、釜山の花火大会に行ったときに、何万人もいるところで、トイレトラックがダーッと並んでいて、用を足す人たちのために活動していましたが、非常にきれいで、使いやすかった覚えがあります。

このトイレトラックをぜひとも導入を考えていただきたい。一応これは交付税に算入できるよという話なので、信用していいのかわからないんですけど、7割5分は見てくれるみたいです。ですから、犬山としては4分の1、面倒見れば、3分の1か4分の1だったですね。4分の1だったかな、面倒見りゃいいんで、このトイレトラック、検討していただきたいなと思います。

能登へ私は支援に行ったとき感じたんですけど、やっぱり行った先で、例えば尾張小牧のナンバーを見たり、あるいは車両に愛知県なんて入っていると、ああ、ありがとうって涙が出るような気持ちで見えていましたよ。そこらじゅうから来てくれているんだなと。

トイレトラックにも、大きな絵を書いて、犬山の宣伝というか、にもなりますので、そういうこともできるんで。

トイレトラックというのは、自分のその犬山だけで使うなんてことでは全然ないんです。基本的には平時はいろんなイベントに出ています。いろんなイベントで貸し出していますね。非常時には、そのところに集中していくという道具なんです。ですから、日本の中のほかの地域で災害があったら、そのトイレトラックを走らせていくと、そういった自治体がたくさんあれば、小さな自治体でも1台あれば、たくさんの自治体が協力すれば、かなり助けになるというものなんです。

結構値段も張ります。2,600万円だとか言っていましたから、結構値段張りますが、そのうちの4分の1を市として面倒見れば何とかなるんじゃないかという話ですんで、このトイレトラックの導入、これは本当に役に立つんだろうなと思います。どんなものでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和6年6月議会での岡村議員の一般質問でもお答えしたとおり、トイレトラックを本市のみで配備するには、費用面や維持管理面などから、導入することは考えていません。

市では、レンタル事業者と災害協定を締結しており、災害時には優先的に資機材の供給を受けることとしています。

また、現在、公共ライドシェアで利用している車両は、多目的車両の仕様となっており、

後部座席を取り外し、別売りのトイレを購入して、設置することが可能です。

令和8年4月以降の公共ライドシェアの在り方についての検討の中で、別売りトイレの利用についても合わせて検討していきます。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 最後のほう聞き逃したんだけど、導入も検討するという言い了吗か。言ってないか。ライドシェアか。そうか、分かりました。

最後の6に行きます。

この助けあいジャパンというNPOがありまして、私、こういった自治体で、うちで持つというのは、本当大変だというのはもちろんあるんですけど、これ最初にも言ったように、いろんな自治体で協力して、ネットワークを持って、災害が起きたところに集中するという。そうすれば、1自治体、犬山の大きさの自治体でも持つのにも非常に価値が僕はあると思うんですね。だから、自分とだけ持って、自分とで災害が起きたときに使うって言ったら、たった1台あったって何ともならん。だけど、そのネットワークをつくれば、本当に価値の生まれるこれ道具だと思っているんですよ。それを、そのネットワークやってくれるのが誰かという、例えば県がやってくればそりゃいいんだけど、何か県でやってくれるんかね、そんなこと。あんまり聞いたことはない。

こういったNPOがあるんで、ここはそういったことを集中的にやっている。車の導入からもそうなんですけど、あとは災害が発生したら、どこどこの自治体、どこどこの自治体というか、町に行ってくださいということを指示を出すところでもあるんですね。

ですから、今回の能登の地震のときにも、30何台だったかな、送っているんですよ。ですから、そうすると、非常に価値の高い活用ができると思うんですよ。

だから、こういった、やっぱりそのネットワークを持っているところとつながるといのは非常に、自分の持っている資機材を活用するポイントだと僕は思うんですけど、どうでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

災害時の車両の支援については、令和6年11月に株式会社トイファクトリーとマルモビパートナーシップ協定を締結しています。この協定は、助けあいジャパンと同様の仕組みで、マルモビ車両を相互に貸与協力することで、避難所の設置・運営等の災害対応を迅速かつ円滑に行うものです。そのため、災害時には、可能な範囲で他の加盟団体などから車両の貸与を受けることができます。

議員ご提案の助けあいジャパンへの加入については、さきの質問でお答えしたとおり、費用や維持管理の面からも、市でトイレトラックを導入する想定がないことから、加入についても考えてはおりません。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 別に助けあいジャパンに入れというつもりは全然ないんですよ。

ネットワークの中の一つになるべきだという。

あとトイレトラックもやっぱり自分とこ持たずに、ほかのとこのやつを使わせてというのは、これはええとこ取りはないので、やっぱり自分とこでは最低1台持ってないと駄目だと僕は思うんですよ。ですから、その辺もよく検討していただいて、本当に役に立つトイレトラック活用法を考えていただきたいなと思います。以上です。

次、2件目に参ります。小中学校の体育館の空調についてです。

あれは平成19年の夏だったんですけど、犬山西小学校の廊下に置いてあった水槽の熱帯魚が死んだんですよ。あのとき、校長先生が、もしかしたらこれやっぱり暑過ぎるのかなとかいう話だったんですよ。

あれ以降、順次、犬山市の小中学校の普通教室にも、どんどん空調が入り始めて、普通になってきたなというふうに感じました。

やっぱりあの暑さの中で勉強しろというのは、きついよね。ある学校の先生に言わせると、「いやあ、柴山さん、学校というところは、非日常を経験させる場所なんですよ」なんて言われるもので、そういう考え方もあるかもしれんけどなと思ったけど、でも、今は普通の生活を体験できるようになってきて、今、普通教室には全部入っていますよね。

これで体育館なんか入るかななんて、僕は夢物語だなと思っていたんですけど、そしたら、これは愛知県のお金なんですけど、ピンクに塗ってあるところは、もう体育館、小中学校の体育館に空調を入れる予算が付いている。ほとんど付いているか、もう付けているところなんですよ。

これを見ると、扶桑町も大口町も江南市も小牧市も岩倉市も、うちの周り全部もうやったかやっている最中なんですよ。犬山市だけがぽかっと白、だけではないんだ、一宮市も白なんだけど、ぽかっと白で、ああ、うちやってないんだなというところなんですけど、文部科学省が今度新しい政策を出して、この空調設備整備臨時特例交付金というのを出す。今までも似たやつがあったんですけど、それより大分条件がよくなってきてるんですよ。これを出して、これが令和6年から令和15年までの間にやったものに対しては、その交付金を出すということなんですよ。ですから、ちょっとこれ、真剣に早う手を付けていったほうがいいんじゃないかなとは思っていますよ。

要旨1なんですけど、僕が知らんうちにもはやそんな話はもう進んでますよとおっしゃるかもしれないんで、空調設備のこの検討というのは、今までどんな経緯だったですか、体育館については。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

小中学校の体育館空調設備の設置につきましては、令和3年度に検討した経緯があり、その時点で、単に空調設備を取り付けるだけでは十分な効果がなく、壁や天井の断熱を確保するための工事も同時に実施しなければならないことが判明しています。

費用負担としましては、当時で、空調機器の設置に約5,000万円、断熱工事に約3,800万円

という試算がされており、14校に実施していくとなると、極めて大きな費用となるため、その時点では体育館を大規模に改修する際に判断をしていくこととしました。

また、その時点で、普通教室への空調設備については設置が済んでいたものの、特別教室への設置が進んでいない状況であったため、特別教室への設置を優先することとし、昨年度、学校ごとに希望を確認しながら、12校31か所に設置したところです。

今年度以降は、図書室、保健室、職員室などに設置された既存の空調設備で、15年以上経過し、使用に当たって支障の出るおそれがある学校について、更新していくこととしています。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） なるほどね。

要旨2に行きますけど、今おっしゃった中で、やっぱり体育館というのは断熱がないものだから、それ断熱しないと効果がやっぱり出てこない。断熱に対して、以前は交付金は出なかったと思うんですよ。今回のやつは交付金出るんですよね、断熱に対しても。ですから、もうこのときを捉えて、ぜひ前向きに検討していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

国の令和6年度補正予算で創設された、文部科学省が所管する空調設備整備臨時特例交付金は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図ることを目的に、体育館の空調設置費及び断熱工事に関わる工事費の2分の1が交付されるというものです。

その対象経費は、上限額が7,000万円となっているため、交付額の上限は3,500万円となるもので、現時点では令和15年度までの時限的な制度となっています。

体育館への空調設備の設置は、子どもたちの学習の場であるとともに、災害時には避難所として利用する可能性がある施設であり、その重要性については十分認識しているところです。

一方で、先に答弁しました、令和3年度に試算した設置費用は、さらに高騰していると考えられ、空調設備整備臨時特例交付金を活用したとしても、市の負担は極めて大きいため、体育館への空調の設置に当たっては、費用負担と効果を検討しながら、慎重に判断してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 了解しましたが、ぜひ実現できるように努力していただきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 16番 柴山一生議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日11日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 07 分 散会